個人情報ファイル簿		
個人情報ファイルの名称	介護保険システム	
行政機関等の名称	日向市長	
個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	健康長寿部 高齢者あんしん課	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険法に基づく資格管理、付受給者管理、給付管理、送付先行かる業務を行うため。	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4被保険者番号、5性別、6世帯構成員、7資格区分、8被保険者資格の取得・喪失・異動日・理由、9医療保険者番号・名称・記号番号(第2号被保険者)、10施設入所情報(住所地特例、旧措置者)、11適用除外情報、12生活保護受給状況、13老齢福祉年金受給状況、14境界層措置状況、15介護保険料の賦課状況、16個人住民税情報、17特別徴収情報、18保険料減免情報、19保険料収納状況、20保険料振替口座情報、21負担割合、22非課税年金収入、23預貯金等額、24サービス利用の負担軽減情報、25給付実績情報、26償還払情報、27高額介護サービス費情報、28送付先情報、29ケアプラン作成届出状況の有無、30被保険者証交付状況、31要介護・支援区分、32認定日・有効期間などの認定情報、訪問調査、主治医意見書の進捗状況、33総合事業対象者の認定年月日などの情報、	
記録範囲	日向市の介護保険被保険者(資格喪失者を含む)	
記録情報の収集方法	本人の申請、市区町村・宮崎県国民健康保険団体連合会 からの通知、職員による調査	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	宮崎県国民健康保険団体連合会	、市区町村
開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地	総務部 総務課 883-8555 宮崎県日向市本町10番5号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の 規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	<ul><li>☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)</li><li>政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無</li></ul>	□法第 60 条第 2 項第 2号 (マニュアル処理 ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集 をする個人情報ファイルである旨		1
行政機関等匿名加工情報の提案を受け る組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	

作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案を受ける組織の名称及び所 在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含ま れているときはその旨	含まない
備考	作成年月日:令和5年4月1日 最終更新日:令和7年8月1日

個人情報ファイル簿			
個人情報ファイルの名称	介護保険料 滞納整理支援シ	·ステム	
行政機関等の名称	日向市長		
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	健康長寿部 高齢者あんしん	·課	
個人情報ファイルの利用目的	   介護保険法に基づく介護保険 	は料の徴収事務を行うため。	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4被保険者番号、5性別、6世帯構成員、7電話番号、8送付先、9口座情報、10生活保護受給情報、11保険料賦課情報、12保険料納付情報、13保険料滯納処分情報		
記録範囲	日向市の介護保険第1号被保	保険者(資格喪失者を含む)	
記録情報の収集方法	本人の申請、職員調査		
要配慮個人情報が含まれるとき は、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	なし		
開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地	総務部 総務課 883-8555 宮崎県日向市本町 10 番 5 号		
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等	なし	なし	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の 募集をする個人情報ファイルであ る旨			
行政機関等匿名加工情報の提案を 受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が 含まれているときはその旨	含まない		
備考	作成年月日:令和5年4月1  最終更新日:令和7年8月1		

	個人情報ファイル簿		
個人情報ファイルの名称	合算対象者一覧表		
行政機関等の名称	日向市長		
個人情報ファイルが利用に供される 事務をつかさどる組織の名称	健康長寿部 高齢者あんしん記	果	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険法に基づく高額医療合 の支給を行うため。	合算介護(予防)サービス費	
記録項目	1被保険者番号、2氏名、3郵便番号、4送付先住所、5 送付先氏名、6支給額、7振込日、8振込口座情報		
記録範囲	日向市の高額医療合算介護(予防)サービス費の支給対象 者及びその相続人		
記録情報の収集方法	宮崎県国民健康保険団体連合会	会からの情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、 その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	なし		
開示請求等を受理する組織の名称及 び所在地	総務部 総務課 883-8555 宮崎県日向市本町 10 番 5 号		
訂正及び利用停止に関する他の法令 の規定による特別の手続等	なし		
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 ・ (マニュアル処理ファイ	
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ☑無	ル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集 をする個人情報ファイルである旨			
行政機関等匿名加工情報の提案を受け る組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案を受ける組織の名称及び所 在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含ま れているときはその旨	含まない		
備考	作成年月日:令和5年4月1日 最終更新日:令和7年8月1日		

個人情報ファイル簿			
個人情報ファイルの名称	地域包括支援センターシステム		
行政機関等の名称	日向市長		
個人情報ファイルが利用に供される 事務をつかさどる組織の名称	健康長寿部 高齢者あんしん認	<b>#</b>	
個人情報ファイルの利用目的	支援に関する相談内容や経緯、 積されたデータの閲覧	ケアマネジメント業務で蓄	
記録項目		1被保険者番号、2住所、3氏名、4生年月日、5性別、 6電話番号、7続柄、8家庭状況、9居住状況、	
記録範囲	日向市に住民票がある者、市夕 格管理をしている者	日向市に住民票がある者、市外の施設に入所し日向市で資 格管理をしている者	
記録情報の収集方法	本人及びその家族、地域包括芸	<b>支援センター職員、市職員</b>	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む		
記録情報の経常的提供先	なし		
開示請求等を受理する組織の名称及 び所在地	総務部 総務課 883-8555 宮崎県日向市本町 10 番 5 号		
訂正及び利用停止に関する他の法令 の規定による特別の手続等	なし		
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイ	
四八   青報ノ ア 川 バレッパ里が	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ☑無	ル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集 をする個人情報ファイルである旨			
行政機関等匿名加工情報の提案を受け る組織の名称及び所在地	実施なし		
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案を受ける組織の名称及び所 在地	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案をすることができる期間	実施なし		
記録情報に条例要配慮個人情報が含ま れているときはその旨	含まない		
備考	作成年月日:令和5年4月1日 最終更新日:令和7年8月1日		

個人情報ファイル簿		
個人情報ファイルの名称	介護認定審査会システム	
行政機関等の名称	日向市長	
個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	健康長寿部 高齢者あんしん課	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険法に基づき申請を受け、 入郷地域介護認定審査会で審査	
記録項目	1申請年月日、2被保険者番号、3申請区分、4氏名、5生年月日、6性別、7住所、8電話番号、9前回の要介護(要支援)認定の結果、10主治医名、11 医療機関名、12 サービスの利用状況、13 特定疾病名(第2号被保険者)、14 家庭状況、15 居住状況、16 身体の状況、17 調査員名及びその所属	
記録範囲	介護保険法第9条に定める被保	<b>険者</b>
記録情報の収集方法	本人及びその家族 介護保険法に定める介護保険施設等サービス提供事業 者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	日向入郷地域介護認定審査会	
開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地	総務部 総務課 883-8555 宮崎県日向市本町 10番5号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の 規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2号
1回八十月 牧 ノ ア イ ノレ0ノ(生力)	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☑有 □無	(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集 をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受け る組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案を受ける組織の名称及び所 在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案をすることができる期間	実施なし	

記録情報に条例要配慮個人情報が含ま れているときはその旨	含まない
備考	作成年月日:令和5年4月1日 最終更新日:令和7年8月1日

個人情報ファイル簿		
個人情報ファイルの名称	介護保険要介護・要支援認定申請書	<u>+</u>
行政機関等の名称	日向市長	
個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	健康長寿部 高齢者あんしん課	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険法第27条第1項、第28条第2項、第29条第1項、 第32条第1項、第33条第2項、第33条の2第1項及び第 36条、介護保険法施行規則第35条、第40条、第42条、第 49条、第54条及び第55条の2に基づく要介護・要支援認定 事務のため。	
記録項目	1.申請区分、2.被保険者氏名(カナ)、3.生年月日、4.性別、5.住民票上住所、6.被保険者電話番号、7.医療保険情報、8.申請時の居住地もしくは入院先、9.主治医氏名、主治医所属医療機関名および所在地、10.訪問調査立会者氏名(カナ)、11.立会者・電話番号、12.立会者と被保険者との関係、13.立会者居住地、14.申請者氏名(カナ)もしくは事業者名(カナ)、15.申請者と被保険者との関係、16.申請者住所、17.申請者電話番号、18.申請代行者事業者種別、19.特定疾病名(第2号被保険者のみ)、20.被保険者番号、21.個人番号、22.申請書受理日	
記録範囲	介護保険要介護・要支援認定申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人からの申請もしくは申請代行事業者等からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地	総務部 総務課 883-8555 宮崎県日向市本町10番5号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の 規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	□法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ☑無	☑法第 60 条第 2 項第 2号 (マニュアル 処理 ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集 をする個人情報ファイルである旨	_	
行政機関等匿名加工情報の提案を受け る組織の名称及び所在地	(実施なし)	

行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案を受ける組織の名称及び所 在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含ま れているときはその旨	含まない
備考	作成年月日:令和6年4月1日 最終更新日:令和7年8月1日

個人情報ファイル簿			
個人情報ファイルの名称	認定調査票		
行政機関等の名称	日向市長		
個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	健康長寿部 高齢者あんしん課	健康長寿部 高齢者あんしん課	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険法第27条から第34条に基 に利用するため。	づく要介護・要支援認定	
記録項目	1. 被保険者番号、2. 被保険者氏名、3. 年齢、4. 性別、5. 申請区分、6. 現在の状況、7. 家族状況、8. 前回認定有効期間、9. 前回要介護度、10. 特定疾病(第2号被保険者のみ)、11. 一次判定、12. 要介護認定等基準時間、13. 中間評価項目得点、14. 認知機能・状態の安定性の評価結果、15. 現在のサービス利用状況、16. 認定調査項目第1群(身体機能・起居動作)、17. 認定調査項目第2群(生活機能)、18. 認定調査項目第3群(認知機能)、19. 認定調査項目第4群(精神・行動障害)、20. 認定調査項目第5群(社会生活への適応)、21. 認定調査項目特別な医療、22. 認定調査項目日常生活自立度		
記録範囲	介護保険要介護・要支援認定申請書を提出した者		
記録情報の収集方法	訪問調査による		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地	総務部 総務課 883-8555 宮崎県日向市本町10番5号		
訂正及び利用停止に関する他の法令の 規定による特別の手続等	なし		
個人情報ファイルの種別	□法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 <b>☑</b> 無	☑法第60条第2項第 2号 (マニュアル処理 ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集 をする個人情報ファイルである旨	_		
行政機関等匿名加工情報の提案を受け る組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案を受ける組織の名称及び所 在地	(実施なし)		

作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含ま れているときはその旨	含まない
備考	作成年月日:令和6年4月1日 最終更新日:令和7年8月1日

個人情報ファイル簿			
個人情報ファイルの名称	主治医意見書		
行政機関等の名称	日向市長		
個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	健康長寿部 高齢者あんしん課		
個人情報ファイルの利用目的	介護保険法第27条から第34条に基 に利用するため。	<b>と</b> づく要介護・要支援認定	
記録項目	1. 被保険者番号、2. 書類作成日、3. 被保険者氏名(カナ)、4. 生年月日、5. 性別、6. 住所、7. 連絡先、8. 主治医氏名、9. 医療機関名、10. 医療機関所在地、11. 医療機関連絡先、12. 最終診察日、13. 意見書作成回数、14. 他科受診の有無、15. 傷病に関する意見、16. 特別な医療、17. 心身の状態に関する意見、18. 生活機能とサービスに関する意見、19. その他特記すべき事項		
記録範囲	介護保険要介護・要支援認定申請書を提出した者		
記録情報の収集方法	主治医からの提供		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地	総務部 総務課 883-8555 宮崎県日向市本町10番5号		
訂正及び利用停止に関する他の法令の 規定による特別の手続等	なし		
個し体却つっていの紙叫	□法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☑法第 60 条第 2 項第 2 号	
個人情報ファイルの種別	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ☑無	(マニュアル処理 ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集 をする個人情報ファイルである旨	_		
行政機関等匿名加工情報の提案を受け る組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案を受ける組織の名称及び所 在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案をすることができる期間	(実施なし)		

記録情報に条例要配慮個人情報が含ま れているときはその旨	含まない
備考	作成年月日:令和6年4月1日 最終更新日:令和7年8月1日